

○厚生労働省告示第百六十五号

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十五条第三項、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八条第十一号、第一百六条第一項第八号及び第一百七条第十号、船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第八十六条第十二号、第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十二第十一号及び第二十七条の十五第一項第八号並びに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項第十号の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示を次のように定め、令和二年四月一日から適用する。ただし、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成二十年法律第二百二十四号）第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症（同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の診断のために同日前に行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付については、なお従前の例による。

令和二年三月三十一日

社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示

（社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部改正）

第一条 社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和五十二年厚生省告示第二百三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	前	正	改	後	
一一十一（略）					
一二 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）					
第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百二十四号）第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症（同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付					
十三・十四（略）					
十二・十三（略）					

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部改正)
第二条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付 (昭和五十二年厚生省告示第三百四十号) の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後		改	正	前	
一・十一 (略)				一・十一 (略)				
十二 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 (令和二年政令第十一号)				十二 (新設)				
第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症 (同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。) の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付								
十三・十四 (略)				十三・十五 (略)				
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 (令和二年政令第十一号)				新型コロナウイルス感染症 (同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。) の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付				
一・十二 (略)				一・十二 (略)				
十三 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 (令和二年政令第十一号)				十三 (新設)				
第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症 (同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。) の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付								
十四 (略)				十四 (略)				
(健康保険法施行規則第一百六条第一項第八号及び第一百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)				(新設)				
第四条 健康保険法施行規則第一百六条第一項第八号及び第一百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付 (昭和五十九年厚生省告示第百五十七号) の一部を次の表のように改正する。								
一・十三 (略)	改	正	後	一・十三 (略)	改	正	前	一・十三 (略)
十四 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 (令和二年政令第十一号)				十四 (新設)				
第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施され								

(傍線部分は改正部分)

た検査のうち、新型コロナウイルス感染症（同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料

及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付

十五・十六 （略）

十四・十五 （略）

（国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）
第五条 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十四号）の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

	改	正	後			改	正	前
一・十二 （略）				十三 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）		一・十二 （略）		
十三 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）				第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症（同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の診断のために行われた、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付		（新設）		
（国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）				第六条 国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十年厚生労働省告示第二百三十八号）の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)				